

令和5年第2回
八潮市議会定例会

条例案の概要

令和5年6月1日招集

議案第41号

八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和5年3月31日専決処分）

1 趣 旨

地方税法施行令の一部改正に伴う改正

2 内 容

(1) 国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数＋特定同一世帯所属者の数に乘すべき金額を引き上げる。

① 5割軽減

現 行

基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－1）×10万円
＋28万5千円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者）

↓

改正後

基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－1）×10万円
＋29万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者）

② 2割軽減

現 行

基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－1）×10万円
＋52万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者）

↓

改正後

基礎控除額（43万円）＋（給与所得者等の数－1）×10万円
＋53万5千円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者）

(2) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 適用区分

改正後の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第42号

八潮市税条例の一部を改正する条例（令和5年3月31日専決処分）

1 趣 旨

地方税法の一部改正に伴う改正

2 内 容

(1) 個人市民税

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の特例措置に関する引用条文の削除に伴う規定の整備（附則第25条関係）

(2) 固定資産税

課税標準の特例の見直しに伴い、引用条項を整備する。（附則第10条、第10条の2、第10条の3関係）

(3) 軽自動車税

① 自家用の3輪以上の軽自動車で、乗用のものに係る環境性能割の税率を非課税とする特例措置を適用期限の到来に伴い廃止する。（附則第15条の3関係）

② 自家用の3輪以上の軽自動車で、乗用のものに係る環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置を適用期限の到来に伴い廃止する。（附則第15条の7関係）

③ 軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例（軽課）について、次のとおり適用期限を延長する。（附則第16条関係）

ア 税率を75%軽減する措置、3年延長

現 行	改正後
-----	-----

令和5年3月31日	→	令和8年3月31日
-----------	---	-----------

イ 税率を50%軽減する措置（営業用乗用車のみ）、3年延長

現 行	改正後
-----	-----

令和5年3月31日	→	令和8年3月31日
-----------	---	-----------

ウ 税率を25%軽減する措置（営業用乗用車のみ）、2年延長

現 行	改正後
-----	-----

令和5年3月31日	→	令和7年3月31日
-----------	---	-----------

(4) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。

議案第 4 3 号

八潮市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和 5 年 3 月 3 1 日専決処分）

1 趣 旨

地方税法の一部改正に伴う改正

2 内 容

課税標準の特例の見直しに伴い、引用条項を整備する。（附則第 2 項～第 6 項、第 1 9 項関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。

議案第45号

八潮市附属機関設置条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

八潮市都市計画マスタープラン策定委員会を廃止するための改正

2 内 容

八潮市都市計画マスタープラン策定委員会を廃止する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

議案第46号

八潮市税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法等の一部改正に伴う改正

2 内 容

(1) 個人市民税

① 森林環境税の導入に伴う改正

ア 所得割額から配当割額等の控除ができなかった金額について、森林環境税への納付又は納入を行う。(第34条の9関係)

イ 森林環境税の賦課徴収について、個人市民税の均等割と併せて行う。(第38条関係)

ウ 納税通知書に記載する納付額に森林環境税額を含める。(第41条関係)

エ 給与所得及び公的年金等に係る特別徴収税額に森林環境税額を含める。(第44条、第47条の2関係)

オ 給与所得及び公的年金等に係る特別徴収税額の過誤納金の取扱いを定める。(第47条、第47条の6関係)

② 給与所得者の扶養親族等申告書について、申告事項に異動がない場合には、記載事項を簡素化することができる措置を講ずる。(第36条の3の2関係)

③ 地方税統一QRコードを記載した納入書を使用することができるよう追加する。(第46条関係)

④ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する。(附則第8条関係)

現 行 改正後

令和6年度まで → 令和9年度まで

⑤ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長する。(附則第17条の2関係)

現 行 改正後

令和5年度まで → 令和8年度まで

(2) 法人市民税

地方税統一QRコードを記載した納付書を使用することができるよう追加する。(第48条、第50条関係)

(3) 固定資産税

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について、減額する本市

の特例割合を定める。(附則第10条の2関係)

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションの区分所有に係る
家屋 1/3

(法律で定める特例割合の範囲は、1/3を参酌して1/6以上1/2以下)

(4) 軽自動車税

① 特定小型原動機付自転車(キックボード)の税率について、2,000円とする所要の措置を講ずる。(第82条関係)

② 不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を次のとおり変更する。(附則第15条の3、附則第16条の2関係)

現 行		改正後
10%	→	35%

(5) たばこ税

地方税統一QRコードを記載した納付書を使用することができるよう追加する。(第98条、第101条関係)

(6) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日。ただし、次の規定は、それぞれに掲げる日

- | | |
|---------------|----------|
| ① 2(4)① | 令和5年7月1日 |
| ② 2(1)①、2(4)② | 令和6年1月1日 |
| ③ 2(1)② | 令和7年1月1日 |

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。

議案第47号

八潮市手数料条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等を新設する等するための改正

2 内 容

(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の一部新設

登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成する適合証が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

一戸建ての住宅で床面積の合計が200㎡未満のもの	20,000円
一戸建ての住宅で床面積の合計が200㎡以上500㎡以下のもの	22,000円
共同住宅等で住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	38,000円
共同住宅等で住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以下のもの	66,000円

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の一部新設

登録住宅性能評価機関が作成する確認書又は住宅性能評価書が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの

一戸建ての住宅で床面積の合計が200㎡未満のもの	20,000円
一戸建ての住宅で床面積の合計が200㎡以上500㎡以下のもの	22,000円
共同住宅等で住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの	38,000円
共同住宅等で住宅部分の床面積の合計が300㎡以上500㎡以下のもの	66,000円

(3) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の申請単位の変更及び同手数料等の額の変更（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成する適合証が提出された場合）

	改正前	改正後
--	-----	-----

申請単位	共同住宅等で住戸数が1戸のもの	共同住宅等で住宅部分の床面積の合計が300㎡未満のもの
手数料の額	5,000円	11,000円

(4) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

改正後の規定は、施行日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第48号

八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

2 内 容

所掌事務の移管に伴う規定の整備

改正前 改正後

厚生労働大臣 → 内閣総理大臣

3 施行期日

公布の日

議案第49号

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、引用条項の整備等をするための改正

2 内 容

(1) 学校教育法及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴う引用条項の整備

① 学校教育法

改正前 改正後

第25条 → 第25条第1項

② 子ども・子育て支援法

改正前 改正後

第19条第1項 → 第19条

(2) 所掌事務の移管に伴う規定の整備

改正前 改正後

厚生労働大臣 → 内閣総理大臣

3 施行期日

公布の日

議案第50号

八潮市印鑑条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、利用者証明用電子証明書を移動端末設備に搭載することが可能となったことに伴い、移動端末設備を用いた多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に対応するための改正

2 内 容

利用者証明用電子証明書を搭載した移動端末設備（スマートフォン）を用いて、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機（マルチコピー機）から印鑑登録証明書の交付を受けることができることとする。

3 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

議案第 5 1 号

八潮市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

建築基準法の一部改正に伴い、住宅及び老人ホーム等に設ける機械室等について、容積率の算定基礎となる延べ面積に算入しないこととする等するための改正

2 内 容

- (1) 容積率の算定に当たり、延べ面積に住宅及び老人ホーム等に設ける機械室等の部分の床面積を算入しないこととする。(第4条関係)
- (2) 規定の整備

3 施行期日

公布の日